

# (小学校) 国語科

## 1 改訂の趣旨・要点について

- 言語活動の充実について改善は図られているが、依然として教材への依存度が高いという課題もあり、更なる授業改善が求められている。
- 文における主語を捉えることや文の構成を理解したり表現の工夫を捉えたりすること、目的に応じて文章を要約したり複数の情報を関連付けて理解を深めたりすることに課題があり、これらの課題が指導事項に反映されている。

## 2 目標及び国語科における見方・考え方について

### 【目標】

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。  
(※「知識及び技能」)
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。  
(※「思考力・判断力・表現力等」)
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。  
(※「学びに向かう力・人間性等」)

### 【ポイント】

#### ○ 国語科の「見方・考え方」とは…？

学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることである。

→国語科は言葉を通じた理解や表現、言葉そのものを学習素材としているということ。

#### ○ 「言語活動を通して」

国語科は言語能力を育成する中心的な役割を担うものであるから、言語活動を通じて資質・能力を育成するものであることを改めて示している。

#### ○ 「正確に理解し適切に表現する」

現行では順番が逆になっている。表現する内容となる自分の考えなどを形成するためには、国語で表現された様々なもの（事物・経験・思い・考え等）を理解することが必要であることから、今回の表記となった。

## 3 内容についての主なポイント

### 【学習内容の改善・充実】

#### ① 語彙指導の改善・充実

語彙は、言語能力を支える重要な要素であることから、語彙を量と質の両面から充実することが求められている。そこで、指導の重点となる語句のまとまりを系統表で示すとともに語句の理解を深める指導事項を系統化して示している。

#### ② 情報の扱い方に関する指導の改善・充実【新設】

情報を取り出して整理したり、その関係を捉えたりすることが、話や文章を正確に理解することにつながり、自分のもつ情報を整理して関係を明確にすることが、適切に表現することにつながることから、「情報と情報の関係」「情報の整理」の2つの系統に整理され示された。

#### ③ 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

活動を通じてどのような資質・能力を育成するのかを示すため、学習過程を改めて整理し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。

#### ④ 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実

伝統文化の学習の重視のために、「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」として整理した。

### 【学習の系統性の重視】

国語科の指導内容は螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることから、小・中学校を通じて、指導事項及び言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置く指導事項を明確にし、その系統化を図った。

(学習指導要領解説編巻末系統表を参照)

**【授業改善のための言語活動の創意工夫】**

各学校の創意工夫により授業改善が行われる観点から言語活動例を種類ごとにまとめた形で示した。

**【読書指導の改善・充実】**

読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の1つであることを踏まえ、「知識及び技能」に「読書」を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では学校図書館を利用した言語活動例を示した。

**★新設された指導事項（第1学年及び第2学年【知識及び技能】（3）イ）★**

長く親しまれている言葉遊びを通して、言葉の豊かさに気付くこと。

**4 指導計画作成と内容の取扱いについての配慮事項について**  
**【指導計画作成上の主な配慮事項】**

項目	ポイント
(1)	児童が言語活動の中で「言葉による見方・考え方」を働かせ、言葉の特徴や使い方などの「知識及び技能」や、自分の思いや考えを深めるための「思考力、判断力、表現力等」を身に付けることができるように学習指導の創意工夫を図ること。
(5)	時間数については現行通り。書くことに関する資質・能力が確実に育成できるように、実際に文章を書く活動を多くすることが追加されている。
(7)	特に国語と同様、言語を学習対象とする外国語科との連携の重要性において、指導の時期を工夫することや関連のある学習内容や言語活動を取り上げた単元の設定の工夫などにより、横断的な視点から教育課程の編成を図ることが重要である。
(8)	障がいのある児童への配慮について、安易に学習内容の変更や代替を行うことなく、一人一人の児童の障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を充実させること。 (全教科共通 新設事項)

**【内容の取扱いについての主な配慮事項】**

項目	ポイント
(1) ア	生きて働く「知識及び技能」を習得するため、児童が実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できる指導を工夫する。
イ	辞書や辞典を利用して調べる活動を取り入れるなど、調べる習慣が身に付くようにする。
ウ	ローマ字の指導に当たっては、コンピュータで文字を入力するなどの学習との関連が図られるよう、意図的、計画的に指導を位置付ける。

**【教材についての配慮事項】**

項目	ポイント
(3)	説明的な文章の指導においては、適宜、図表や写真などを含むものを取り上げ、多様な文章を調和的に取り扱うこと

**5 移行措置に係る留意事項等について**

- 漢字の指導については、学年別漢字配当表に都道府県名に用いる漢字20字が加えられた。平成30・31年度の第4学年及び平成31年度の第5学年の漢字の指導にあたっては、新学習指導要領で指導することができる。